路線バス維持・確保緊急対策事業補助金交付要領

（大型二種免許取得支援事業）

令和６年１０月８日制定

（通則）

第１条　路線バス維持・確保緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和４６年福井県規則第２０号）および福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課所管補助金等交付要綱によるほか、この交付要領の定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助事業は、大型第二種免許の取得費用を支援することにより、路線バス運転士確保につなげ、県民生活や経済活動に必要な公共交通の維持・確保することを目的とする。

（補助金交付対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、自ら大型第二種免許を取得した者であって、補助金の交付申請時において次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　福井県内に住所を有していること。

（２）　自動車学校入校等の免許取得活動を行う前に、次条に掲げるバス事業者と面談を行い、内定が得られていること。

（３）　免許取得後、１カ月以内に次条に掲げるバス事業者へ就職する意思があること。ただし、副業・兼業や短時間勤務を含める。

　（４）　新幹線駅等タクシー確保対策事業補助金（セカンドキャリア運転手担い手推進事業）の交付を受けていないこと。

（対象バス事業者）

第４条　当補助金は、次に掲げる要件を全て満たすバス事業者に就職する者を対象とする。

　（１）　福井県内に本社を有していること。

　（２）　乗合バス事業者（「福井県生活バス路線維持対策事業補助金交付要領」第２章に定める補助対象事業者）のうち、県内の複数の広域路線を自社で許可を受けて運行する事業者。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、大型第二種免許に係る教習料金および免許取得費とし、別表に定める経費のうち知事が必要と認める経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の１０／１０に相当する額以内とし、かつ予算の範囲内とする。ただし、下記の金額を補助上限とする。

　　補助上限：６０４千円

（補助金の交付申請）

第７条　補助事業者は、知事に対し、以下の申請書類を提出する。

（１）補助金交付申請書（様式第１号）

（２）第４条に該当のバス事業者から内定を得ていることが分かる書類

（３）振込先口座の預金通帳の写し（金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。）

（４）県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（様式第２号）および地方消費税の納税証明書

（５）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第８条　知事は、前条による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、路線バス維持・確保緊急対策事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により、補助対象者に通知するものとする。

２　　知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

３　　補助金等の交付の決定を受けた場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、変更交付申請書を提出する。

４　知事は、第１項の規定により審査した結果、補助金を交付しないことを決定したときは、路線バス維持・確保緊急対策事業補助金不交付決定通知書（様式第４号）により、交付申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、または交付決定通知を受けた日の属する年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業完了実績報告書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

２　完了実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）大型第二種免許取得者の運転免許証など大型第二種免許を取得したことが分かる書類

（２）補助金の使途を証する領収書の写しまたは支払いが確認できる書類

（補助金の額の確定）

第１０条　　知事は、補助事業に係る完了実績報告書を受けた場合においては、その内容を審査し適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

（補助金の交付時期）

第１１条　補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付取消および返還）

第１２条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

　（１）免許取得後、対象のバス事業者に就職しなかったとき。

　（２）第４条に掲げる事業者に就職後、１年以内に離職したとき。

（３）この交付要領の規定に違反したとき。

（４）補助金の交付決定の条件に違反したとき。

（５）補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

（調査の実施）

第１３条　補助金を受けた者は、補助金支給後に県が実施する実態調査に協力しなければならない。調査に協力しない場合、補助金の返還を求めることがある。

（その他）

第１４条　この交付要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

　この交付要領は、令和６年１０月８日から施行する。

別表（第６条関係）補助対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 内容 | 補助率補助上限 |
| 免許取得費 | 大型第二種免許の取得に係る教習料金および免許取得費 | 補 助 率：１０/１０補助上限：６０４千円 |
| その他 | 補助の目的達成のため、知事が必要と認める経費 |  |

・補助対象経費は、補助の目的達成のために必要とされるものに限る。

・補助対象経費は、千円未満切捨てとする。